

県有施設を使用する事業者への支援

- 県有施設内のレストラン・土産物店、遊覧船について、新型コロナウイルスの影響により収入の減少が生じていることから、使用料等を減免。

<減免の基本的な考え方>

新型コロナウイルスの影響で、収入が対前年30%以上減少した場合には、県の使用料等を減免する。<4月に遡って対応>

30%～50%の減少 ⇒ 半額免除

50%以上の減少 ⇒ 全額免除

※指定管理施設の店舗についても同様

※個別具体の判断については、基準をもとに総務部で調整を行う。